

CZ
441
10

昭和14年4月改訂
臨時資金調整法令
大蔵省 編
昭和14年5月
国立国会図書館



0029412-000

CZ-441-10



臨時資金調整法令

大蔵省・編纂

内閣印刷局

1939. 5

ADI

C
4
1

三三三M106.

大藏省編纂
昭和十四年四月改訂

臨時資金調整法令

附 事業資金調整標準ニ關スル件
自治的資金調整標準
事業資金調整標準

CZ
441
10

目次

- ◎臨時資金調整法 一頁
- ◎臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 四
- ◎同上 四
- ◎臨時資金調整法施行令 五
- ◎臨時資金調整法施行細則 九
- ◎事業資金調整標準ニ關スル件 三
- ◎自治的資金調整標準 二
- ◎臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準 二

- 第一 礦業 二九
- 第二 山業 三三
- 第三 農林業 三八
- 第四 水産業 六〇
- 第五 交通業 七一
- 第六 商業 七三
- 第七 雜業 七五
- 第八 其ノ他ノ事業及施設 七七



328.338
(338.11)

79W54409

◎臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日)
法律第八十六號

改正(昭和十四年四月二十二日)
法律第八十六號

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ

二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 金融機關ヨリノ借入金

二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金

三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金

四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債收入金

臨時資金調整法

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條、第四條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第六條 日本興業銀行ハ十億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ日本興業銀行ノ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額十億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保

證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其

ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ

費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ

二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及

會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第四條ノ二、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ

重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金五億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十

五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關

係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

五 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項

第十六條ノ二 政府ハ第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ

依ル認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命ズルコト

ヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依ル認可若ハ許

可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時資金調整法

三

- 一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
- 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

附則(昭和十四年四月二十二日法律第八十六號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 (昭和十二年九月十四日 勅令第四百九十二號)

臨時資金調整法第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 (昭和十二年九月二十五日 勅令第五百二十六號)

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法施行令 (昭和十二年九月二十五日 勅令第五百二十七號)

改正(昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號 昭和十四年四月二十二日勅令第二百二十四號)

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ニ五萬圓以上トアルハ左ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓以上トス

- 一 化粧品、化粧用具、喫煙用具、身邊用細貨類、毛皮製品、羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル製品、皮革製品、玩具、室内遊戯具、樂器、樂器部分品若ハ附屬品、室内裝飾用品、照明器具、家具、致醉飲料、清涼飲料、調味料、菓子又ハ飴ノ製造用ノ設備

- 二 映畫製作用ノ設備

- 三 物品販賣用ノ設備

- 四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備

- 五 興行用ノ設備

- 六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
- 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

臨時資金調整法施行令

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社
- 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
- 三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更
- 二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ資本金二十萬圓以上ノ會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條ノ二 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓トス但シ第一條第二項ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬圓トス

第六條ノ三 臨時資金調整法第四條ノ二但書ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受クルコトヲ要セザル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區
- 二 當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル者又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス者

三 第四條第一項各號ノ一ニ該當スル會社又ハ第五條第一項但書ニ該當スル資本増加ヲ爲シタル會社ニシテ第一回拂込株金又ハ出資金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

四 第六條第一項但書ニ該當スル會社ニシテ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債收入金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

行政官廳前項第二號ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ大藏大臣及商工大臣ニ協議スベシ

第七條 臨時資金調整法第二條、第四條又ハ第四條ノ二ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機械製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業
- 六 產金事業
- 七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トシ第六條ノ二ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農林大臣及商工大臣トス

大藏大臣銀行、信託會社又ハ證券引受業者ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十四年四月二十二日勅令第二百二十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日)
大藏、農林、商工省令

改正
昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令
昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令
昭和十四年四月二十二日大藏、農林、商工省令

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
- 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
- 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可

ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件

五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途

七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資

金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作

成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額

三 會社ノ目的タル事業ノ大要

四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

六 第一回ノ拂込ノ時期及金額

前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添付スベシ

會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本金増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書

ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額

三 資本金増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本金増加ノ方法

五 資本金増加ヲ必要トスル事由

六 資本金増加ニ依リ調達スル資金ノ使途

七 資本金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資

金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 資本金増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 資本金増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本金増加ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキ

ハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 五 合併ノ時期及方法
- 六 合併ヲ必要トスル事由
- 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 合併契約書ノ謄本
- 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
 - 四 目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
- 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
- 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資

金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 社債申込證案及募集趣意書案
- 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

二 會社ニ在リテハ其ノ資本金額及拂込資本金額

三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 會社ニ在リテハ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附行爲又ハ之ニ準ズベキモノ並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類(人格ナキ團體ノ爲ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類)

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未滿ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二項ニ掲グル五萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ著手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲

グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

五 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集

セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

臨時資金調整法施行細則

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度

第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書案
- 五 社債ニ附スル擔保物件ノ目錄
- 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ズ

ズ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ使途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類

ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日

ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件

ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本

ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書、之ニ添附スベキ書類又ハ報告書ニ關シ別段ノ指示ヲ爲

スコトヲ得

主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依ル許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズル

コトヲ得

第十七條ノ二 臨時資金調整法施行令第一條第二項又ハ第六條ノ二但書ノ規定ニ依リ三萬圓以上ノ資金ノ貸付又ハ三萬圓

ヲ超ユル新設、擴張若ハ改良ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏

大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ

區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十條、第十二條及第十三條ニ於テ主務大臣ト

アルハ大藏大臣及商工大臣トシ第十一條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農林大臣及商工大臣トス

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ提出スベシ

附則(昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令)

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ

附則(昭和十四年四月二十二日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條第三項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ

別表

一 左ニ掲グル物品ノ製造用ノ設備

イ 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、油若ハ煉油、整

髮料、染毛料、養毛料、美爪料、脫毛料、脂取料、シャンプー又ハ洗粉

ロ 化粧用具

化粧用刷子(頭髮用ノモノヲ含ム)、コンパクト、香水噴、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣(折疊式ノモ

ノヲ含ム)又ハ其ノ他ノ化粧用具セット

ハ 喫煙用具

煙管、パイプ類若ハ同ケース、煙草入、灰皿、煙草セット、煙草盆又ハライター

ニ 身邊用細貨類

指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、笄、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バッ

クル、鎖、カフス釦、根付、メダル、ハンドバッグ、手提袋、財布、懷中用書狀入、名刺入、笥迫、シース又ハ

此等ニ類スルモノ

ホ 毛皮製品

敷物、膝掛、手套類、襟卷、肩掛、被服類又ハ被服用ノ裏、襟、袖若ハ縁

ヘ 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

臨時資金調整法施行細則

ト 襟巻、蒲團、座蒲團又ハクッション
皮革製品

チ 被服類、手袋、靴、座蒲團、クッション、鞆、トランク又ハケース類
玩具

リ 室内遊戯具

撞球用具、輪投具、ピンボン用具、圍碁若ハ將棋用具、骨牌、トランプ、麻雀用具、ドミノ、チェッカー又ハ此等ニ類スルモノ

ヌ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリニート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チェンバ、サクソフォーン、スザフォーン、ホルン、バイブラフォン、喇叭（信號喇叭ヲ除ク）、木琴、鐵琴、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八、鼓、ドラム類、タンポリン又ハシンバル

ル 樂器部分品又ハ附屬品

室内裝飾用品
置物、花器、香器、額縁、柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形、節句飾物又ハ羽子板

ワ 照明器具

裝飾用豆電球、ネオン管、スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、バルベット、シーリングライト、ボーダーライト、グローブ、シェード又ハ此等ニ類スルモノ

カ 家具

簞笥、棚類、箱類、寢臺、鏡若ハ鏡臺類、机若ハ卓子類、椅子若ハ腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛又ハ傘立

ヨ 致酔飲料

タ 清涼飲料
清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、葡萄酒、果實酒又ハ其ノ他ノ酒精含有飲料

ソーダ水、サイダー、ラムネ其ノ他ノ炭酸ガス含有飲料、牛乳若ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料又ハ果實汁、果實蜜若ハ此等ニ類スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノ

レ 調味料

ソース、ケチャップ、カレー粉、胡椒粉、マスタード粉、グルタミン酸ソーダ類又ハ此等ニ類スルモノ

ソ 菓子

ツ 飴

二 映畫製作用ノ設備

三 物品販賣用ノ設備

四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備

イ 理容店用ノ設備

理髪店用又ハ美容店用ノ設備

ロ 浴場用ノ設備

ハ 旅館用ノ設備

ニ 料理店用ノ設備

割烹店、飲食店、酒場、カフェー、喫茶店、ミルクホール其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ公衆ヲシテ飲食ヲ爲サシムル場所ノ用ニ供スル設備

ホ 貸席用ノ設備

待合茶屋用、芝居茶屋用、相撲茶屋用、遊船宿用又ハ此等ニ類スルモノノ用ニ供スル設備

五 興行用ノ設備

劇場用、映畫館用、演藝場用又ハ觀物場（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）用ノ設備

臨時資金調整法施行細則

六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備

- イ 社交用ノ設備
- ロ 娛樂用ノ設備
 - 遊園地用、遊技場(撞球、麻雀、ゴルフ、スケート其ノ他方法ノ如何ヲ問ハズ公衆ヲシテ遊技ヲ爲サシムル公開ノ場所ヲ謂フ)用、舞踏場(舞踏教授所ヲ含ム)用又ハ貸船用ノ設備
- ハ 遊興用ノ設備
 - 貸座敷用又ハ引手茶屋用ノ設備

◎事業資金調整標準ニ關スル件 (昭和十二年九月)

改正(昭和十三年八月、昭和十四年四月)

一、臨時資金調整法ニ依リ

- (イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付
 - (ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱
 - (ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更
 - (ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收
 - (ホ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
 - (ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集
- ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ標準竝ニ金融機關又ハ證券引受業者ガ前掲(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準ハ差當リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス

二、別冊事業資金調整標準ハ

- (1) 軍需トノ關係
- (2) 國際收支改善トノ關係
- (3) 現在ノ生産能力其ノ他ノ事情ヲ稽ヘ各種事業ヲ
 - 甲、軍需ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ
 - 乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ
 - 丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラズト認ムルモノノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階乙ヲ三段階ニ區別シタルモノトス

三、金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整ハ左記ニ依ルモノトス

- (1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付テハ從來ノ通取扱ヒテ差支ナキコト
- (2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベク猶ホ

- A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額二百萬圓ヲ超ユルトキ
- B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額七十萬圓ヲ超ユルトキ

ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

- A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額三十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキコト一件ノ金額三十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議

ノ上之ヲ爲シ差支ヘナキコト
但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑義アルトキハ本店ト打合スベキコト

C. (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモノヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本

銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合スベキコト

(三) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ貸付等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(四) 別冊事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著シク長期間ヲ要シテ差當リ急速ニ效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(五) 別冊事業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ベキモノト認メタルトキ又ハ重要農林水産物増産計畫ノ遂行ニ直接必要ナリト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト

(六) 別冊事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良竝ニ災害ニ依リ設備ノ復舊ニ付テハ同標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額五萬圓ヲ超ユル貸付ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(七) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ付テハ該融通資金ニ付亦同様トスルコト

(八) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト
(九) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

(3) 日本銀行ハ金融機關又ハ證券引受業者ヨリ協議ヲ受ケタルモノノ内

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付國際收支ニ及ボス影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メラレ從ツテ資金ノ貸付又ハ社債ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ差控フルヲ可ト認ムルモノ

(二) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認メラルモノ

(三) 三ノ(2)ノ(九)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ

(四) 其ノ他事案ノ重要ナルモノ

ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ意見ヲ徵シタル上其ノ意見ニ從ヒ同意又ハ不同意ノ回答ヲ爲スベキコト
四、日本銀行ハ

事業資金調整標準ニ關スル件

- (イ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更
- (ロ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收
- (ハ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
- (ニ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集又ハ
- (ホ) 自治的調整ヲ爲サザル金融機關又ハ證券引受業者ノ貸付若ハ社債ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スモノトス
- (1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ付テハ國際收支ニ及ボス直接ノ影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認めタルトキノ外ハ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト事案ノ重要ナルモノ及不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附スベキコト
- (2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ需給狀況等ヲ勘案シ適當ト認めタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト
- (3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情アリ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ爲サザルコト
- (4) 以上ノ外三、ノ(2)ノ(五)(六)(七)(八)(九)ヲ準用スルコト
- 五、政府ハ資金調整上必要アリト認めタルトキハ各種金融機關、證券引受業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ
- 六、本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノハ勿論猶研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

◎自治的資金調整準則

(昭和十二年九月) 改正(昭和十三年八月 昭和十四年四月)

- 一、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク)ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別冊事業資金調整標準ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スルモノトス但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ任意ニ取扱ヒテ差支ナシ
- (1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト
 - 但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス猶ホ
 - A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額二百萬圓ヲ超ユルトキ
 - B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額七十萬圓ヲ超ユルトキ
- ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ
 - (一) (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額三十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ナキコト一件ノ金額三十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト
 - (二) (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スヲ適當ト認めルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト
 - (三) (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スヲ必要ト認めル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認めルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (4) 別冊事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ

- 著シク長期間ヲ要シ從ツテ差當リ急速ニ效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (5) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ベキモノト認メタルトキ又ハ重要農林水産物増産計畫ノ遂行ニ直接必要ナリト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト
- (6) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良並ニ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良又ハ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ關スルモノハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額五萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (7) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス
- (8) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト
- (9) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト
- 二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ
- 三、尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ヘバ運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ

備考

本文中一件ノ金額何萬圓トアルハ貸付ニ付テハ一口何萬圓ノ貸付ノ外貸付總額何萬圓以上ニ及ベキ數口ニ互ル貸付ヲ含ム

●臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準 (昭和十二年九月)

改正 (昭和十三年一月) 昭和十三年八月

第一 鑛業

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
一、採鑛業	(一) 金屬鑛業	(1) 金鑛(砂金ヲ含ム)	○			
		(2) 銅 鑛	○			
		(3) 鉛 鑛	○			
		(4) 錫鑛(砂錫ヲ含ム)	○			
		(5) アンチモン鑛	○			
		(6) 水銀鑛	○			
		(7) 亞鉛鑛	○			
		(8) 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム)	○			
		(9) 硫化鐵鑛	○			

部	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	丙	備考
		(二)石炭鑛業		(1)石炭	○				
		(三)石油鑛業		(2)亞炭		○			
		(四)其ノ他ノ鑛業		(1)燐鑛	○	○			
				(2)黒鉛	○				
				(10)クロム鐵鑛	○				
				(11)マンガン鑛	○				
				(12)タングステン鑛	○				
				(13)モリブデン鑛	○				
				(14)ニッケル鑛	○				
				(15)コバルト鑛	○				
				(16)其ノ他ノ金屬鑛	○				

三、土石採取業			
(一)アルミニウム原礦採取業			
(二)其ノ他ノ土石採取業			
(1)明礬石	○		
(2)礬土頁岩	○		
(3)粘土 <small>(ボクシサイ トラ含ム)</small>	○		
(1)マグネサイト	○		
(2)ドロマイト	○		
(3)耐火粘土	○		
(4)珪石	○		
(5)螢石	○		
(3)雲母	○		
(4)石棉	○		
(5)硫黄	○		
(6)石膏	○		
(7)其ノ他	○	○	

朝鮮 重晶石 乙イ
臺灣 甲イ

部門	業別	細目別	イ	甲	イ	乙	イ	ハ	丙	備考
		(6) 酸性白土			○					
		(7) 石灰石			○					
		(8) 珪砂			○					
		(9) 陶石				○				
		(10) 抗火石				○				
		(11) 長石					○			
		(12) 火山灰					○			
		(13) 滑石					○			
		(14) 其ノ他					○	○	○	○

第二工業

部門	業別	細目別	イ	甲	イ	乙	イ	ハ	丙	備考
一、紡織工業	(一) 生絲製造業	(1) アセチルセルロース絹絲								
		(2) 其ノ他								
	(二) 人造絹絲製造業	(1) 大豆カゼイン又ハ牛乳カゼインヲ原料トスル人造纖維								
		(2) 其ノ他								
	(三) 人造纖維製造業									
(四) 眞綿及綿製造業	(四)ノ二 再生羊毛製造業	(1) 絹絲								
		(2) 其ノ他								
(五) 紡績業										

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
				(6) 錫										
				(7) アンチモン										
				(8) 水銀										
				(9) 亜鉛										
				(10) タングステン										
				(11) ニッケル										
				(12) コバルト										
				(13) アルミニウム										
				(14) マグネシウム										
				(15) 其ノ他										
				(1) 銅										
				(2) 鉛										

(三) 非鐵金屬材料品
製造業

				(3) 亜鉛										
				(4) ニッケル										
				(5) アルミニウム										
				(6) 黄銅										
				(7) 青銅 (磷青銅ヲ含ム)										
				(8) 白銅										
				(9) 輕合金										
				(10) 減摩合金										
				(11) 鐵										
				(12) 其ノ他										
				(1) 鉄鐵鑄物										
				(イ) 鑄鐵管										
				(ロ) 機械用ノモノ										

(四) 鑄物業

部	門	業	別	細	目	別	甲	乙	丙	備	考
			(五) 鑄物以外ノ金屬 製品製造業	(ハ) 其ノ他							
			(1) ポールト、ナット及 ワッシャー	(イ) 機械用ノモノ							
			(2) リベット	(ロ) 其ノ他							
			(イ) 鐵製ノモノ	(3) 釘類							
			(ロ) 其ノ他	(イ) 鐵丸釘							
			(3) 釘類	(ロ) 蹄釘							

			(ハ) 其ノ他								
			(4) 金屬線								
			(5) パネ								
			(6) 金網								
			(7) 錨鎖								
			(8) 鋼索								
			(9) 鐵塔、橋梁ノ建設 材料								
			(10) ドラム罐								
			(11) 罐詰用罐								
			(12) 建築用及家具用金 物								
			(13) 針類								

南洋群島 乙イ

部	門	業	別	細	目	別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備	考
		(四)電氣機械器具製造業		(1)家庭用電氣器具										
		(五)絶縁電線及電纜製造業		(2)其ノ他										
		(六)無線及有線電信電話機械器具製造業		(1)無線電信電話機械器具										
				(イ)家庭用ラヂオ用具										
				(ロ)其ノ他										

		(七)農林漁業用機械器具製造業		(2)有線電信電話機械器具										
		(八)土木建築用機械器具製造業												
		(九)採鑛、選鑛及製鍊機械器具製造業												
		(十)紡績機械器具製造業		(1)針 布										
				(2)其ノ他										
		(十二)工作機械器具製造業 (部分品ヲ含ム)		(1)金屬工機械										
				(2)工具及刀具類										
				(3)製材及木工機械										
		(十三)窯業用機械器具製造業												

部 門	業 別	細 目 別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備 考
	(十三) 化学工業用機械 装置製造業	(1) パルプ製造用機械 器具 (2) 製紙用機械器具 (3) 高圧化学工業用機 械器具 (4) 其ノ他							
	(十四) 食料品製造加工 用機械器具製造 業	(イ) 甲ノイニ屬ス ル事業ニ必要 ナルモノ (ロ) 其ノ他							

部 門	業 別	細 目 別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備 考
	(十五) 印刷及製本機械 器具製造業								
	(十六) 起重機製造業								
	(十七) エレベータ製造 業								
	(十八) 氣體壓縮機製造 業								
	(十九) ポンプ、水壓機 及送風機製造業								
	(二十) 度量衡器製造業								
	(二十一) 計器製造業	(1) 寒暖計 (特殊品ヲ 除ク) 及體溫計 (2) 其ノ他							
	(二十二) 時計製造業								
	(二十三) 試験檢定及學術 用器械製造業								

部	門	業	別	細	目	別	甲	乙	丙	備	考
		(二十四)醫療器械製造業									
		(二十五)測量及製圖機械器具製造業									
		(二十六)事務用器械製造業		(1)金銭登録機							
		(二十七)金庫製造業		(2)其ノ他							
		(二十八)ミシン製造業									
		(二十九)寫眞機、幻燈機及活動寫眞機製造業									
		(三十)照明用機械器具製造業		(1)航空用照明燈							
				(2)探照燈							
				(3)燈臺用照明燈							
				(4)其ノ他							

		(三十一)光學機械器具製造業									
		(三十二)樂器類製造業									
		(三十三)蓄音器製造業									
		(三十四)車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業		(1)鐵道及軌道用車輛							
				(イ)機關車							
				(ロ)ガソリン動車							
				(ハ)客車							
				(ニ)貨車							
				(ホ)電車							
				(2)自動車							
				(イ)小型自動車							
				(ロ)貨物及軍用自動車							

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	丙	備考
	(十)石油精製業	(5)其ノ他		○			
	(十一)人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業			○			
	(十二)コークス及コークス分溜物製造業			○			
	(十三)代用液體燃料製造業			○			
	(十四)植物油脂製造業	(1)菜種油					
		(2)糠油					
		(3)其ノ他					
							(朝鮮)棉實油 棉實油 ヒマシ油 棉實油
							乙乙 イイ

	(十五)樟腦製造業						
	(十六)動物油脂製造業	(1)魚油					
		(2)其ノ他					
	(十七)木蠟製造業						
	(十八)蠟燭製造業						
	(十九)加工油製造業	(1)硬化油					
		(2)其ノ他					
	(二十)ゴム製品製造業	(1)軟質ゴム製品					
		(イ)タイヤ及其ノ 附屬品					
		(甲)自動車用及 航空機用ノ モノ					
		(乙)其ノ他					

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
		(三二)人造樹脂及同製品製造業		(ロ)防毒具										
		(三三)蓄音機レコード製造業		(ハ)其ノ他										
		(三三)パルプ製造業		(2)硬質ゴム製品										
		(三四)製紙業		(1)模造羊皮紙										
		(三五)セルロイド及同製品製造業		(2)ライターペーパー										
				(3)其ノ他										

		(三六)アセチルセルロース製品製造業		(1)醫療寫真用及航空寫真用フィルム										
		(三七)ヴァルカナイズドファイバー製造業		(2)其ノ他										
		(三八)寫真用フィルム、乾板及感光紙製造業		(1)植物質及動物質ノモノ										
		(三九)肥料製造業		(2)鑛物質ノモノ										
				(イ)過磷酸石灰										
				(ロ)磷酸アンモン										

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(三十) 工業鹽製造業	(ハ) 硫安						農林、商工兩省ノ承認ヲ得タルモノニ限ル
	(三十一) 製革業	(ニ) 硫酸カリ						
	(三十二) 擬革製造業	(ホ) 石灰窒素						朝鮮 尿素石膏 乙イ
	(三十三) 糊料製造業	(ヘ) 其ノ他						
		(三) 配合肥料						朝鮮 甲ロ
		(一) 兔毛皮						
		(二) 其ノ他						
		(一) 寫真用ゼラチン						
		(二) 其ノ他						

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(三十四) 研磨材料及研磨用品製造業	(1) 研磨材料						臺灣 鐵道用枕木 乙イ
	(三十五) 炭素製品製造業	(2) 研磨用品						
	(三十六) 其ノ他ノ化學工業	(1) 電氣用カーボン						朝鮮 コルク 乙ロ
		(2) 活性炭						
		(3) 其ノ他						
	(一) 製材業	(1) 家具、曲物、挽物						
	(二) 木製品製造業	(2) 其ノ他						
	(一) 致酔飲料製造業	(1) 清酒						

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	ハ	丙	備考
一、農林業	(一) 耕作農業	(1) 主要食糧農産品			○			
		(2) 其ノ他			○	○		
		(三) 雑農業	(1) アルコール原料			○		
	(二) 園藝農業	(2) 苧麻、亞麻及大麻			○			
		(3) 菜種			○			
		(4) 玉蜀黍			○			
	(四) 養蠶業	(5) 其ノ他			○			朝鮮 臺灣 棉花 棉花 棉花 乙イ 乙イ 乙イ 乙イ 乙イ
	(五) 林業	(1) バルブ原木及軍事用材ノ伐採及植林	○					臺灣 林 乙イ 馬産 甲ロ

	(六) 畜産業	(2) 其ノ他			○			臺灣 タンニン用樹種及 藥用樹ノ伐採、植 林 乙イ
	(七) 家畜飼料加工業				○			
	(八) 農林土木事業	(1) 乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ			○			
		(2) 其ノ他			○			

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	丙	備考
三、電信電話事業							
三、其ノ他ノ交通業	(一)道路、橋梁ノ經營 (二)港灣、運河ノ經營						

第六商業

部門	業別	細目別	イ	甲	乙	丙	備考
一、物品販賣業	(一)百貨店業 (二)其ノ他						
二、不動産賣買業							
三、貿易業	(一)石油輸入業 (二)其ノ他						
四、倉庫業	(一)農業倉庫 (二)商業倉庫 (三)貿易倉庫 (四)其ノ他						臺灣 乙イ 臺灣 乙イ 臺灣 乙イ 南洋群島 乙イ 南洋群島 乙イ
五、金融業	(一)銀行業						南洋群島 乙イ

392
481

内閣印刷局發行圖書目錄

内閣		文部省	
官報	1ヶ月 0.05 1ヶ月 0.95 1ヶ月 8.00	國體の本義	0.35
週報	1ヶ月前 0.05 1ヶ月前 1.20 1ヶ月前 2.40	明治以後の詔勅	0.20
週報合本	昭和12年 上冊(1號-87號) 1.85 昭和12年 下冊(88號-68號) 1.30 昭和18年 上冊(64號-89號) 1.30	我が國體と神道	0.20
寫眞週報	1ヶ月 0.10 1ヶ月前 2.40 1ヶ月前 4.80	我が風土・國民性と文學	0.30
月刊法令全書	0.80 送料 0.14	孝子德行錄	0.80
官廳刊行圖書月報	0.40 送料 0.06	教學叢書	0.45
昭和十四年用職員手帖	0.40	第一編 0.55 第二編 0.45 第三編 0.50 第四編 0.10	
第七十三回帝國議會議事速記録集	8.80 送料 0.88	教學叢書特輯 第一編	0.10
昭和十四年列國國勢要覽	0.15	學校體操教授要目	0.15
月刊統計時報	0.35	第一編(教育學) 0.85 第二編(哲學) 1.00 第三編(國語國文學) 1.10 第四編(歷史學) 0.90	
昭和十二年人口動態統計	1.40 送料 0.14	日本醫學振興委員會研究報告	0.10
月刊企畫	0.30	青年學校關係法令追録	0.20
昭和十二年列國資源撮要 第四號	0.45 送料 0.09	青年學校教授及訓練要目(職業科)	0.65
重要礦物資源資料目錄	1.00	保存行政關係法規	0.60
全國公私試驗研究機關試驗研究項目要覽(昭和十二年) 第六號	2.20	農林省	
外務省		昭和十四年ポケット農林統計	0.30
條約彙纂(一般國際條約集) 第二卷 第八部	8.00	米穀關係法規	0.25
大藏省		水產會關係法規	0.30
英文日本財政經濟年報(1938年)	2.00 送料 0.14	輸出水產物取締關係法規	1.20 送料 0.06
昭和十二年度分大藏省第六十三回年報	3.00 送料 0.14	輸出水產物ノ生産並ニ輸出統計表	0.90 送料 0.06
昭和十一年日本外國貿易年表	5.00 中篇 送料 0.22 下篇 送料 0.14	中華民國北支中支新政府並滿洲國水產物輸入關稅及同輸入統計表	0.85 送料 0.08
昭和十二年日本外國貿易年表 上篇	5.00 送料 0.22	米穀ニ於ケルレイヨン關係集取引	0.25 送料 0.08
昭和十三年金融事項參考書	2.00 送料 0.14	取締規則ト輸物內容表示問題	0.75 送料 0.08
昭和十二年國債統計年報	2.20 送料 0.10	米穀ニ於ケル輸物關係集取引取締規則並聯邦通商委員會ノ概要	0.75 送料 0.08
國債法規	12.00 送料 0.22	商工省	
昭和十二年度第六十二次銀行局年報	3.80 送料 0.14	重要物資ノ配給統制	0.25 送料 0.06
昭和十四年度帝國豫算綱要	0.25 送料 0.03	輸出入品等ニ關スル臨時措置(第十一回追録)ニ關スル法律及關係法規集(加除濟)	1.20 送料 0.09
陸軍省		昭和十二年工場統計表	6.50 送料 0.22
昭和十四年度及列國の陸軍	0.30	厚生省	
支那事變下に再び陸軍記念日を迎へて	0.15 送料 0.06	救護關係法規	1.10 送料 0.09
海軍省		退職積立金及退職手當法關係法令	0.12
東亞新秩序の建設と帝國海軍	0.10 送料 0.03	兒童保護關係法規	0.50 送料 0.06
		會計検査院	
		會計検査法規集	4.50 送料 0.22
		昭和十二年帝國決算統計	4.50
		南洋廳	
		南洋廳法令類聚	9.00

申込所 { 内閣印刷局直賣所 (當局へ直接御注文ノ方ハ) (外地及外國) 全國各地官報販賣所 (前金ヲ送ヘ御申込下サイ) (送料實費) 全國各地主要書店 }

シシ31106

(本體ノ大サハ規定ノ各51)

